

女性労働研究

The Bulletin of the Society for the Study of Working Women

第 70 号（2026 年 3 月）

目次

巻頭言	2
名前にアイデンティティを持ち続けられる社会に	2
特集	5
女性労働問題研究会で考えた女性労働運動の現在地	5
——「静かな高揚」と「奇妙な沈黙」	5
特集	18
戦後日本における女性非正規労働の軌跡	18
特集	36
日本の労働市場と女性労働の特徴——労働力商品化体制の視点から	36
特集	52
「私が私らしく」生き働くために	52
—— 女性労働者の要求を基本にすえ、ジェンダー平等社会の実現を	52
特集	68
女性労働問題がく消える>未来を展望する	68
報告	74
第 40 回女性労働セミナーの報告	74
新刊案内	78
【自著紹介】	80
【自著紹介】	81
編集後記	83

巻頭言

名前にアイデンティティを持ち続けられる社会に

堀川祐里

(和光大学教員・会員)

皆様は自分の名前の由来を知っていますか？近年は、様々な家庭環境の子どもがいることに配慮して、名前の由来を調べたり、子どもの頃の写真を学校に持っていったりする課題には多くの配慮がなされていることと思いますが、私（1987年生まれ）の小学生時代には、自分の出生に関して調べる学習がありました。そのときに父親に教えてもらったのですが、「祐里」は「里を祐く（助く）」という意味を込めたのだそうで、当時なんとも「錦を飾る」的なプレッシャーのかかる名前だな、と感じていました。

しかしながら、もっと驚いたのは、「祐」は、旧漢字が「祐」であるため9画と数えても、10画と数えてもよい漢字（真偽のほどは不明です）なので、この漢字にしたという話でした。つまり、父は、私が将来結婚したときに姓によっては画数を数え変えて、姓名判断をするときにより良い画数を使えるようにこの漢字を選んだというわけです。子どもながらに、「そうか、私は将来結婚して苗字が変わるんだな」と思ったことを思い出します。

2025年12月、政府・自民党は、第6次男女共同参画基本計画の年内策定を見送る方針を固めました。計画のベースとなる男女共同参画会議の答申案に、高市早苗首相の掲げる「旧姓使用の法制化」が盛り込まれ、関係者間の調整が難航したことがその理由です。

近年、日本では選択的夫婦別姓制度の導入に向けての議論が盛り上がってきていました。選択的夫婦別姓は、婚姻関係にある夫婦が別姓を望む場合に、同姓・別姓のいずれかを強制するのではなく、改姓するかどうかを自ら決定する選択の自由を認めるものです。現在の民法のもとでは、結婚に際し、男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。現実には、女性が姓を改め、男性の姓を選ぶ場合が圧倒的多数です。しかし、女性の改姓による様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入が求められてきました。

この議論の際に反対派の意見として持ち出されるのが、「家族の在り方」に関わるという「伝統的な家族観」を壊してしまう、という主張です。同様な反対意見は、性に関わる制

度の議論ではたびたび見られ、同性婚や、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（いわゆる「LGBT 理解増進法」）の議論の際にも浮上します。ただ、私が純粹に思うのは、「家族の在り方」の前に、個人として自分の名前にアイデンティティを持ち続けることが、これからもないがしろにされ続けて良いのだろうか、という疑問です。自分の名前に対する思い入れは人それぞれで、結婚して姓が変わることを楽しみに嬉しく思う人ももちろんいると思います。ただ、生まれた時に付けられた姓名の組み合わせに愛着が深い人ももちろんいて、姓の選択肢があることは人々の希望を尊重し人権を守ることにつながります。なお、皆様もご存じのこととは思いますが、結婚後に夫婦のいずれかの姓を選択しなければならないとする制度を採用している国は、日本だけです。

やっと日本がほんの少し、ジェンダー平等に歩みを進められそうであった昨今の流れが、ここで大きく頓挫するかもしれない 2026 年、私たち女性労働問題研究会の会誌『女性労働研究』は新装開店、本号より Web 化をいたします。この Web 化は、2024 年度総会后より約 7 カ月間続けられた存続検討委員会で議論され、2025 年度総会で議決された、今期の一番大きな決断であったと思います。これは、常任委員会を担う役員数確保の難しさを乗り切するための女性労働問題研究会の存続のためにとられた結論です。

ただし、Web 化は消極的な方針ではないと理解しています。本を買う余裕はなくても、スマートフォンは持っている、Web 化したこれからの『女性労働研究』はそのような皆様にも読んでいただけるものと期待します。大学教員である私としては、もちろん学生には図書館に足を運び、書棚を歩く経験をしてほしいとは思いますが、スマートフォンの中に広がる世界に、学生たちのすべてがあることも事実です。そして、Web 化したものは、海を越え、グローバルに人の目に触れる可能性も高めます。

今回の『女性労働研究』の Web 化にあたっては、編集委員会の皆様には多大なるご尽力を賜りました。心より御礼申し上げます。新装開店した新しい『女性労働研究』が、日本のジェンダー問題に対して問題提起をし続けられるように、引き続き読者の皆様からのエールをいただけますと幸いです。

〈参考文献〉

JIIJ.COM、2025 年、「男女参画計画、年内策定見送り 旧姓法制化巡る調整難航—政府・自民」(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025122300719&q=pol>)

2025 年 12 月 26 日閲覧)。

日本弁護士連合会「選択的夫婦別姓制度」

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/gender/01.html#:~:text=%E9%81%B8%E6%8A%9E%E7%9A%84%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E5%88%A5%E5%A7%93%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%A8%E3%81%AF,%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%82%92%E8%AA%8D%E3%82%81%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82> 2025 年 12 月 26 日閲覧)。

法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html> 2025 年 12 月 26 日閲覧)。